参　考

足利市工場立地法準則条例の概要

１．趣　旨

第２次地域主権改革一括法による工場立地法の一部改正により、緑地面積率等に関する準則の策定に係る権限が、都道府県及び政令指定都市から全ての市に移譲されました。

そこで、足利市においても市内製造業の活性化等の観点から、本市の社会的・自然的状況に応じた工場敷地の緑地面積率等を定める「足利市工場立地法準則条例」を制定するものです。

２．法による届出対象工場（特定工場）

業　種：製造業※1、電気供給業（水力・地熱発電所は除く。）、ガス供給業、熱供給業

※1 自動車整備工場など、単に修理を行うだけの事業所は製造業には含まれません。

規　模：敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積※2 3,000 ㎡以上

※2 建築面積とは、水平投影面積を指します。延べ床面積ではありません。

３．設定する区域

主に工業の利便を図る地域を対象に、周辺地域の土地利用の状況から３種類の区域を設定しました。

区域の名称	区　域　の　説　明
第１種区域	準工業地域（足利インター・ビジネスパークを含む。）、工業地域（大月・助戸工業団地の一部を含む。）
第２種区域	工業専用地域（御厨工業団地、大月・助戸工業団地の一部、八坂工業団地、八坂第二工業団地を含む。）
第３種区域	荒金工業団地、久保田工業団地、羽刈工業団地、樺崎工業団地、毛野東部工業団地、あがた工業団地、 西久保田工業団地（市街化調整区域に存在する工業団地）

４．緑地・環境施設の面積率

国の定めた基準の範囲内で、敷地面積に対する緑地※３・環境施設※４の面積率を定めました。

■条例施行前（工場立地法準則）

	第１種区域（準工・工業）	第２種区域（工専）	第３種区域（工業団地）	その他区域（住居地域等）
緑　　地	市内一律２０％以上			
環境施設	市内一律２５％以上			

地域の実情に応じて条例を制定

■条例施行後（市準則）

	第１種区域（準工・工業）	第２種区域（工専）	第３種区域（工業団地）	その他区域（住居地域等）
緑　　地	１０％以上（１０％緩和）	５％以上（１５％緩和）	１０％以上（１０％緩和）	２０％以上（これまで通り）
環境施設	１５％以上（１０％緩和）	１０％以上（１５％緩和）	１５％以上（１０％緩和）	２５％以上（これまで通り）

■国の基準（平成２３年９月３０日改正）

	準工業	工業・工専	調整区域※５
緑　　地	10～25%	5～20%	5～25%
環境施設	15～30%	10～25%	10～30%

※5 周辺住民の生活環境に及ぼす影響が小さい地域に限ります。

■改正後の注意事項

都市計画法などの法令で設置が定められている緑地等については、これを確保することになります。

結果的に、緩和案の最低値以上の面積率の確保が必要となる場合もあります。

また、これまで通り環境施設のうち敷地面積の１５％以上※６になるものを敷地周辺部に設置することになります。※6 第２種区域のみ１０％以上となります。

※３　緑地とは　・・・　高木や低木が植えられている土地や、芝やその他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が被われている土地などをいいます。

※４　環境施設とは・・・上述の緑地の他に、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、電気供給業以外のために設置された太陽光発電施設などをいいます。

５．緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法

次の施設については、設置が義務付けられている緑地面積率の５０％以内（現行の国準則では２５％以内）に限り、緑地の面積として算入することができます。なお、この規定は市内全域で適用します。

①建築物の施設に設けられる屋上緑地等

②環境施設以外の施設と重複する緑地※7

※7 具体的には、芝などで緑化が施されている駐車場、緑のカーテン、ツタなどで覆われた工場やフェンスの壁面等が考えられます。

■計算例

・敷地面積 10,000 ㎡、緑地面積率１０％の区域の場合

⇒（敷地面積）10,000 ×（立地する区域の緑地面積率）0.1 ×（算入割合）0.5

よって、重複緑地は 500 ㎡まで緑地面積に算入可能。